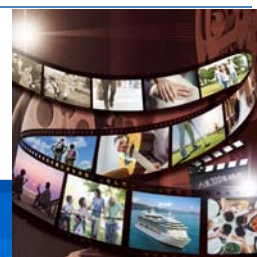


# 人生100年時代・世界分散ファンド

(資産成長型) / (3%目標受取型) / (6%目標受取型)



## 第5期決算および分配金のお支払いについて

平素は「人生100年時代・世界分散ファンド（資産成長型） / (3%目標受取型) / (6%目標受取型)」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「人生100年時代・世界分散ファンド（3%目標受取型）」および「人生100年時代・世界分散ファンド（6%目標受取型）」（以下、当ファンド）は2019年7月16日に第5期決算を迎え、分配を行いましたので、今後の市場見通し等とあわせてご報告いたします。

### 分配実績（1万口当たり、税引前）

当ファンドは2018年8月31日に設定され、この度第5期決算（2019年7月16日）を迎えました。分配方針に基づき各コースの目標分配率と決算日の基準価額水準を勘案した結果、分配金額は（3%目標受取型）48円、（6%目標受取型）96円としました。なお、分配金お支払い後の基準価額は（3%目標受取型）9,712円、（6%目標受取型）9,524円となっています。

#### (3%目標受取型)

決算期	—	2019/3/15	2019/5/15	2019/7/16	設定来累計
	第1～2期	第3期	第4期	第5期	(2019/7/16まで)
分配金 (対前期末基準価額比率)	47円 (0.5%)	48円 (0.5%)	47円 (0.5%)	48円 (0.5%)	190円 (1.9%)
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	-3.1%	3.1%	-0.3%	2.2%	-0.9%

#### (6%目標受取型)

決算期	—	2019/3/15	2019/5/15	2019/7/16	設定来累計
	第1～2期	第3期	第4期	第5期	(2019/7/16まで)
分配金 (対前期末基準価額比率)	94円 (0.9%)	96円 (1.0%)	95円 (1.0%)	96円 (1.0%)	381円 (3.8%)
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	-3.0%	3.1%	-0.3%	2.3%	-0.9%

#### 分配方針

- 年6回（原則として毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の15日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が以下の目標分配率に基づき決定します。

**(3%目標受取型)** 年3%（各決算時0.5%）相当

**(6%目標受取型)** 年6%（各決算時1%）相当

(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 「対前期末基準価額比率」は、各期の分配金（税引前）の前期末基準価額（分配金お支払い後）に対する比率で、当ファンドの収益率とは異なります。第1～2期、設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計（税引前）の設定時10,000円に対する比率です。

(注3) 騰落率は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。また、騰落率は設定来累計を除き、期中騰落率を記載しています。税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。

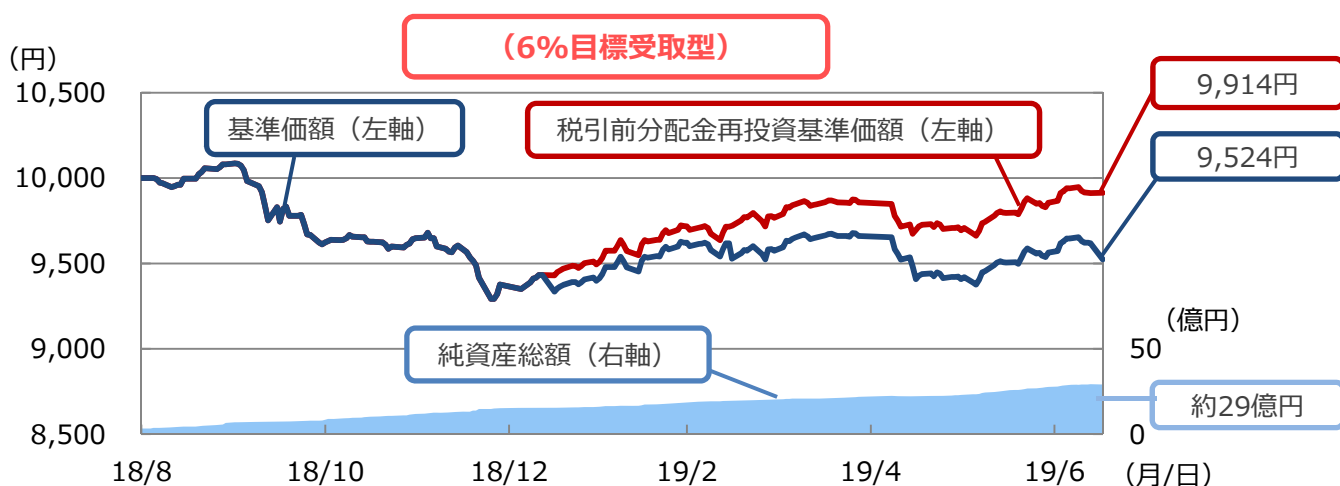
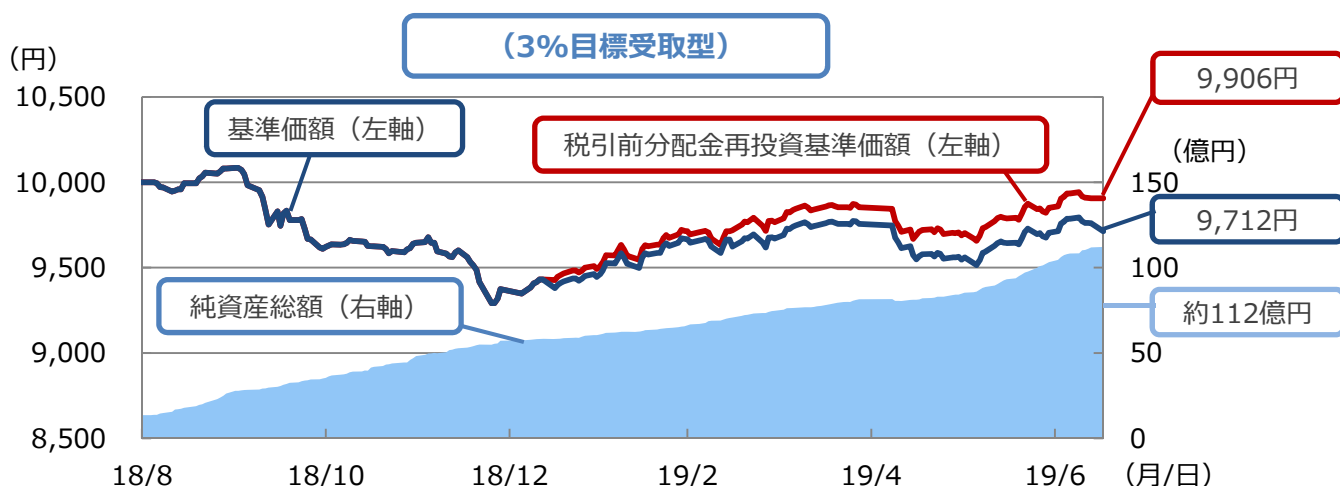
(注4) 目標分配率とは、基準価額に対する分配率の目安を示すものであり、実際の支払額を保証するものではありません。また、各コースの利回りを示唆あるいは保証するものではありません。

(注5) 目標分配率は、各コースの決算日の基準価額に対する比率となります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市場動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは7ページをご覧ください。

## 基準価額と純資産総額の推移 (2018年8月31日 (設定日) ~2019年7月16日)



(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金 (税引前) を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

## 今後の市場見通しおよび運用方針

- 米中貿易問題を受けたグローバル貿易の縮小や中国経済の減速などから、グローバルな生産活動には落ち込みがみられます。ただし、米連邦準備制度理事会 (FRB) をはじめ、各国中銀が緩和的な金融政策スタンスをとっていることや、中国の景気対策などを背景に、グローバル景気は大きく落ち込まないとの見方から、金融市場は水準を切り上げる動きとなっています。
- グローバルな景気後退までには至らないと考えていますが、企業業績については下方修正されやすい状況であり、先行きの金融市場には注意が必要とみています。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

※上記の今後の市場見通しおよび運用方針は当資料作成時点のものであり、当ファンドの将来の運用成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは7ページをご覧ください。

## ファンドの特色

1. 世界各国の幅広い資産への分散投資を行い、中長期的な目標リターンの獲得を目指します。
  - 投資対象とする外国投資信託証券は上場投資信託証券（ETF）への投資を通じて、世界の債券、株式およびリートに幅広く分散投資します。
  - 中長期的な目標リターンとして短期金利相当分＋年3%程度※を目指して資産配分を行います。
  - 資産配分にあたっては、ビッグデータ・テキスト分析など、先端テクノロジーを活用します。

※目標リターン（短期金利相当分＋年3%程度）は一定の収益を得ることができる運用を意味するものではなく、またその達成を示唆あるいは保証するものではありません。

※目標リターン（短期金利相当分＋年3%程度）は各コースの信託報酬および各コースが投資対象とする外国投資信託の運用報酬等控除後のものです。
2. ライフステージや目的にあわせて、決算頻度、資金払出しの割合の違いによる3つのコースをご用意しました。
  - （資産成長型）は、年2回（原則として毎年1月および7月の15日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配金額を決定します。分配を抑制するとともに、投資資金の安定的な成長を目指します。
  - （3%目標受取型）（6%目標受取型）は、年6回（原則として毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の15日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配を行います。
    - （3%目標受取型）は、目標分配率の年3%（各決算時0.5%）相当に応じた分配（資金払出し）を奇数月に行うことを目指します。（6%目標受取型）は、目標分配率の年6%（各決算時1%）相当に応じた分配（資金払出し）を奇数月に行うことを目指します。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
3. 運用に当たっては、日興グローバルラップからの投資助言を活用します。
  - 日興グローバルラップは、資産配分の策定や運用アドバイザーの評価など、資産運用サービスを幅広く提供するコンサルティング・カンパニーで、アセットアロケーション型の公募投信に豊富な実績を有します。
  - \* 日興グローバルラップは委託会社の子会社です。（100%出資）

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<ご留意いただきたい事項>

- 目標リターンについて
  - ・ 目標リターン（短期金利相当分＋年3%程度）は一定の収益を得ることができる運用を意味するものではなく、またその達成を示唆あるいは保証するものではありません。
  - ・ 目標リターンに用いる短期金利は、2018年12月末現在、1ヵ月円LIBORを基に算出するものを指しますが、市場環境に応じて類似の指標を用いることがあるほか、予告なく変更する場合があります。
- 目標分配率について
  - ・ 目標分配率とは、基準価額に対する分配率の目安を示すものであり、実際の支払額を保証するものではありません。また、各コースの利回りを示唆あるいは保証するものではありません。
  - ・ 目標分配率は、各コースの決算日の基準価額に対する比率となります。
  - ・（6%目標受取型）は、中長期的な目標リターンを達成した場合においても、それよりも多くを分配（資金払出し）するため、実質投資元本の取崩しとなります。そのため投資元本は小さくなり、結果的に概ね分配の都度分配金の金額は小さくなっていきます。
- 分配金について
  - ・（3%目標受取型）および（6%目標受取型）の分配金は、投資収益にかかわらず目標分配率に応じて払い出すため、投資収益が目標リターンを下回る場合には、分配金の一部または全部が元本取崩しによって充当されます。

## 投資リスク

## 基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託が投資対象とするETF等は、主として内外の株式、債券および不動産投資信託（リート）を投資対象としており、その価格は、保有する株式、債券および不動産投資信託（リート）の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託が投資対象とするETF等の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

## ■ 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

## ■ 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

## ■ 不動産投資信託（リート）に関するリスク

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度（税制、建築規制、会計制度等）の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値、賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。さらに個々のリートは一般の法人と同様、運営如何によっては倒産の可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

## ■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## ■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほか、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。投資対象とする外国投資信託において投資するETFについて為替ヘッジを行う場合は、為替変動の影響は軽減されます。

## ■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

## ■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## その他の留意点

- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

## 分配金に関する留意事項

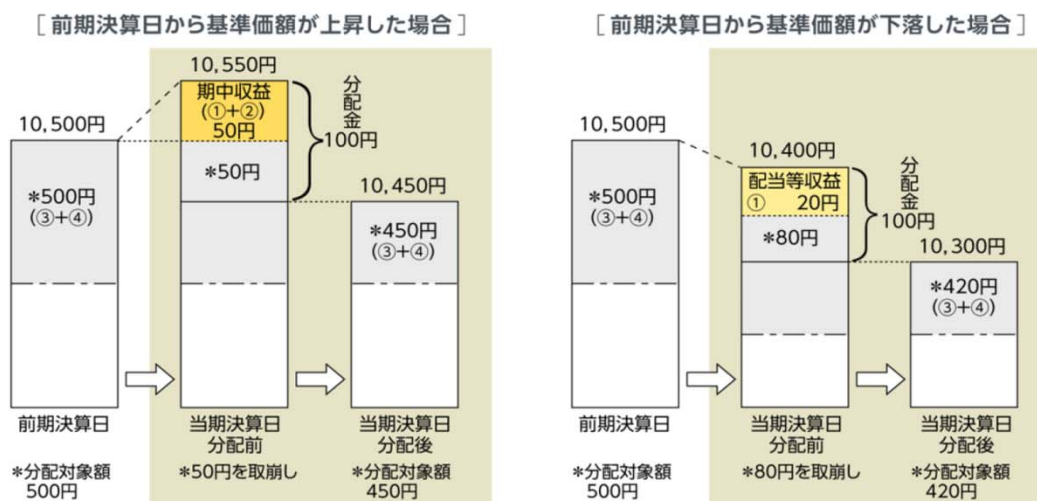
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が  
支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

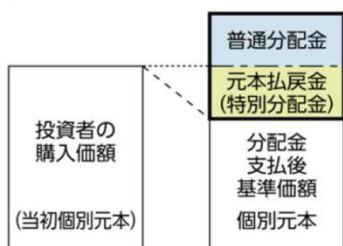


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

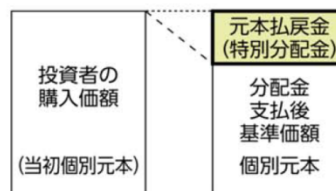
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

[ 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合 ]



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

[ 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合 ]



普通分配金：個別元本（投資者のファンド購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

## お申込みメモ

## 購入単位

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

## 購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

## 購入代金

販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

## 換金単位

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

## 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

## 換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目以降にお支払いします。

## 信託期間

無期限です。（信託設定日：2018年8月31日）

## 繰上償還

委託会社は、各ファンドの基準価額（1万口当たり。支払済み分配金を加算しません。）が2,000円を下回った場合、短期金融商品等による安定運用に順次切換えを行い、基準価額が2,000円を下回った日の翌営業日から起算して3か月以内に繰上償還します。

委託会社は、各ファンドの投資対象とする外国投資信託が信託を終了する場合または外国投資信託の分配方針の変更により各ファンドの商品の同一性が失われる場合には、繰上償還します。

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの残存口数が20億口を下回るようになったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

## 決算日

（資産成長型）

毎年1月および7月の15日（休業日の場合は翌営業日）

（3%目標受取型）（6%目標受取型）

毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の15日（休業日の場合は翌営業日）

## 収益分配

（資産成長型）

決算日に、分配方針に基づき分配金額を決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

（3%目標受取型）（6%目標受取型）

決算日に、分配方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

<共通>

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

## 課税関係

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。

ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

配当控除の適用はありません。

※上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

## お申込不可日

ニューヨークの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。

## スイッチング

販売会社によっては、各ファンド間でスイッチングを取り扱う場合があります。また、販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ファンドの費用

## 投資者が直接的に負担する費用

## ○ 購入時手数料

購入価額に**2.16%\*** (税抜き**2.0%**) を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

\* 消費税率が10%となった場合は2.2%となります。

## ○ 信託財産留保額

ありません。

## 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

## ○ 運用管理費用（信託報酬）

ファンドの純資産総額に**年0.8424%\*<sup>1</sup>** (税抜き**0.78%**) の率を乗じた額です。

※投資対象とする投資信託の信託報酬を含めた場合、**最大年1.5924%\*<sup>2</sup>** (税抜き**1.53%**) となります。投資対象とする投資信託が組入れを行っているETFの管理費用を含んでいます。管理費用は年度によって異なる場合があるため変動します。

\*1 消費税率が10%となった場合は年0.858%となります。

\*2 消費税率が10%となった場合は最大年1.6080%となります。

## ○ その他の費用・手数料

上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。

※ ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

## 税金

## 分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

## 換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 委託会社・その他の関係法人等

委託会社	ファンドの運用の指図等を行います。 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ホームページ： <a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a> フリーダイヤル： 0120-88-2976 [受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）
受託会社	ファンドの財産の保管および管理等を行います。 株式会社S M B C信託銀行
販売会社	ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。

## 販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会 第二種	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融一般社団法人 先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第24号	○		○			
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第21号	○					
静銀ティーム証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第10号	○					
七十七証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長（金商）第37号	○					
八十二証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第21号	○		○			
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第20号	○					
株式会社愛知銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第12号	○					
株式会社青森銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第1号	○					
株式会社阿波銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第1号	○					
株式会社伊予銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第2号	○			○		
株式会社紀陽銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第8号	○					
株式会社熊本銀行	登録金融機関 九州財務局長（登金）第6号	○					
株式会社四国銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第3号	○					
株式会社親和銀行	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第3号	○					
株式会社中国銀行	登録金融機関 中国財務局長（登金）第2号	○			○		
株式会社富山第一銀行	登録金融機関 北陸財務局長（登金）第7号	○					
株式会社百十四銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第5号	○			○		
株式会社福岡銀行	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第7号	○			○		
株式会社北越銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第48号	○			○		
株式会社みなと銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第22号	○			○		
株式会社横浜銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第36号	○			○		

## ＜重要な注意事項＞

■当資料は三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。■投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。■当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

作成基準日：2019年7月16日